

【住宅支援制度】

事業名	内容	担当課
若者定住促進新築住宅建設補助金	<p>町が若者の定住促進のために販売した遊休土地等を購入し、住宅を新築する若者に対し、住宅新築費用の一部を補助。</p> <p>(1)補助対象者 町内に住所を有し、次の条件を満たす方</p> <p>①町が販売した土地を購入後3年以内に住宅を新築した方で、次のいずれかに該当する方 ア 子育て世帯(高校生以下の子どもと同居している世帯) イ 本人または配偶者の年齢が40歳未満であって、婚姻後3年以内</p> <p>②補助金交付後5年以上継続して町に住所を有して住宅に居住すること</p> <p>(2)補助金の額 町に納付した土地購入代金の4分の1に相当する額</p>	総合政策課
移住者住宅改修支援事業	<p>町外からの移住を促進し、人口減少の抑制と集落機能の維持及び存続を図るため、「若者人材」の確保・定着の促進策として、移住者が行う住宅の改修等に要する費用に対し補助金を支給。</p> <p>(1)補助対象者 町外から移住し、取得または賃借した空き家住宅を改修して5年以上定住する、50歳未満の働き手世帯(50歳未満が1人以上の世帯)の方、または子育て世帯(中学生以下の子どもがいる世帯)の方</p> <p>(2)補助対象となる住宅 県・町空き家情報バンクなどを通じて購入・賃借した一戸建て住宅</p> <p>(3)補助金の額</p> <p>【県外からの移住者】 住宅改修、家財道具搬出費用の3分の2を補助金として支給 ※上限: ①住宅改修費用200万円(子育て世帯は400万円) ②家財道具搬出費用20万円</p> <p>【県内移住者】 住宅改修、家財道具搬出費用の3分の1を補助金として支給 ※上限: ①住宅改修費用100万円(子育て世帯は200万円) ②家財道具搬出費用10万円</p>	総合政策課